

学校法人柴田学園と株式会社リベロススポーツクラブとの
地域連携協力に関する協定書

学校法人 柴田学園(以下「甲」という。)と株式会社リベロススポーツクラブ(以下「乙」という。)は、地域の振興と相互の発展を目指すとともに、互いに有する資源に基づく交流を促進し、地域連携協力を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な連携協力により、それぞれが保有する資源や情報及び機能等の活用を図りながら、地域社会の振興と相互の発展に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に定める事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 子どもの食育・健康に関すること。
- (2) 学術研究に関すること。
- (3) 人的資源の交流に関すること。
- (4) 地域スポーツの環境の充実に関すること。
- (5) その他産学連携の協力推進にかかる必要事項。

2 前項の各事項において連携協力を推進するにあたり、その方策等については、甲及び乙が協議の上、別途定める。

(秘密保持)

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれの秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報等の取扱い)

第4条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(複写及び保管等)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報の複写又は複製について、連携協力上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

2 甲及び乙は、相手方から提供された情報に関して返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

(漏えいの防止等)

第6条 甲及び乙は、本協定上の義務違反があった場合又は秘密情報が漏えいする恐れが生じたことを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙いずれか一方から相手方に対し書面にて別段の意思表示があった場合を除き、本協定は1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

2 前項に関わらず、甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を失効させることができる。

(費用負担)

第8条 本連携に伴い発生する費用は、甲及び乙が協議の上別途定める。

(協議解決)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈上疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決する。

本協議の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和 5 年 6 月 9 日

甲 青森県弘前市上瓦ケ町25
学校法人 柴田学園
理 事 長

霜野 秋則



乙 青森県弘前市新里字西里見157番
地弘前ゴルフプラザ2階
株式会社リベロススポーツクラブ
代表取締役社長

松宮 隆治

